

給水援助協定

上田市長 土屋陽一（以下「甲」という。）と青木村長 北村政夫（以下「乙」という。）は、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定を締結する。

（給水援助の範囲）

第1条 甲及び乙は、災害等非常時において、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

（給水援助の要請）

第2条 甲及び乙は、それぞれの給水区域より給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水要請書（様式第1号）により相手方に給水を要請し、承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、口頭により要請することができる。

（給水援助地点）

第3条 甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、主に以下の地点とする。

（1）小県郡青木村大字村松26番地1

道の駅あおき敷地内消火栓

（2）上田市浦野126番地2

上田地域広域連合消防本部 川西消防署敷地内消火栓

（給水援助活動）

第4条 甲及び乙は、給水援助の要請に対する承諾により、前条の給水援助地点から給水援助を受けることができる。

2 甲及び乙は、前項に掲げる給水援助のほかに、給水援助活動等に従事する職員の派遣について要請があったときは、給水区域内における給水に支障のない範囲内で給水援助活動等に従事する職員を派遣するものとする。

（応急復旧資機材等の供出）

第5条 甲及び乙は、前条に掲げる給水援助活動のほかに車両・資機材の供出について要請があったときは、給水区域内における給水に支障のない範囲内で供出するものとする。

（経費の負担）

第6条 給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

2 給水者は、給水援助に伴う経費を給水援助費用請求書（様式第2号）により受水者に請求するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、定期的に合同の訓練を行い、災害等非常時に備えるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに1年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

(補則)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市

上記代表者 上田市長

乙 長野県小県郡青木村大字田沢111

青木村

上記代表者 青木村長